兵庫県公報

平成26年12月26日 金曜日 第7号外

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

人事委員会規則	^°-ÿ`
○ 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 ····································	1
人事委員会告示 ○ 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	2

公布された法令のあらまし

●職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会規則第6号) 行政組織規則の一部を改正する規則の制定に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年12月26日

> 兵庫県人事委員会 委員長 伊 藤 聡

兵庫県人事委員会規則第6号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則(昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。 別表第1知事の事務部局の款地方機関の項職の欄中

- (15) 但馬空港管理事務所長
- (16) 東京事務所次長(総括次長に限る。)
- (II) 職員健康管理センターの所長、室長及び職員診療所長(医師・歯科医師職4級及び3級の者に限る。)
- (18) 広域防災センター長及び広域防災センターの消防学校長
- (19) 県立健康生活科学研究所のセンター長
- 20) 保健所長

Γ

- (21) こども家庭センター所長(行政職10級及び9級の者を除く。)
- (22) 女性家庭センター所長
- (23) 県立明石学園長
- (4) 県立男女共同参画センター所長
- (5) 県立総合衛生学院副学院長
- (26) 食肉衛生検査センター所長
- থ 動物愛護センター所長
- 図》 県立身体障害者更生相談所長
- (2) 精神保健福祉センター所長及び次長
- ③ 県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校長
- (31) 県立但馬技術大学校の副大学校長及び部長
- (32) 県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校長
- (33) 県立神戸高等技術専門学院長

- (34) 県立障害者高等技術専門学院長
- (35) 兵庫障害者職業能力開発校長
- (36) 旅券事務所長
- (37) 県立農林水産技術総合センターの参事、農業大学校長及び技術センター所長
- ③ 家畜保健衛生所長
- (39) 六甲治山事務所長
- (4) 森林動物研究センター次長
- (41) 県立淡路景観園芸学校副校長

を

٦

- (時) 東京事務所次長(総括次長に限る。)
- (b) 職員健康管理センターの所長、室長及び職員診療所長(医師・歯科医師職4級及び3級の者に限る。)
- (17) 広域防災センター長及び広域防災センターの消防学校長
- (18) 県立健康生活科学研究所のセンター長
- (19) 保健所長
- 図 こども家庭センター所長(行政職10級及び9級の者を除く。)
- (21) 女性家庭センター所長
- (2) 県立明石学園長
- (23) 県立男女共同参画センター所長
- (24) 県立総合衛生学院副学院長
- (5) 食肉衛生検査センター所長
- (26) 動物愛護センター所長
- ② 県立身体障害者更生相談所長
- 図 精神保健福祉センター所長及び次長
- (29) 県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校長
- (30) 県立但馬技術大学校の副大学校長及び部長
- 图 県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校長
- (2) 県立神戸高等技術専門学院長
- (3) 県立障害者高等技術専門学院長
- (3) 兵庫障害者職業能力開発校長
- (35) 旅券事務所長
- (8) 県立農林水産技術総合センターの参事、農業大学校長及び技術センター所長
- ③ 家畜保健衛生所長
- 颂 六甲治山事務所長
- (39) 森林動物研究センター次長
- (4) 県立淡路景観園芸学校副校長

に改める。

附則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

人事委員会告示

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成26年12月26日

> 兵庫県人事委員会 委員長 伊 藤 聡

兵庫県人事委員会告示第2号

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第 3 号)の一部を次のように改正する。 別表第 1 中

姫路港管理 事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	所長		
但馬空港管 理事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	所長		

を

姫路港管理 事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	所長		

に改める。

附則

この告示は、平成27年1月1日から施行する。